

橋本市告示第 100 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可した地縁による団体「真土区」から、同条第 11 項の規定により、次のとおり告示された事項に変更があった旨届出があったので、同条第 10 項の規定によりこれを告示する。

令和 7 年 4 月 17 日

橋本市長 平木 哲朗

記

変更があった告示事項及びその内容

1 代表者の氏名、住所及び変更年月日等

（変更前）	金田 安照	橋本市隅田町真土 414 番地
退任年月日	令和 7 年 4 月 5 日	
（変更後）	西田 郁司	橋本市隅田町真土 184 番地
就任年月日	令和 7 年 4 月 6 日	